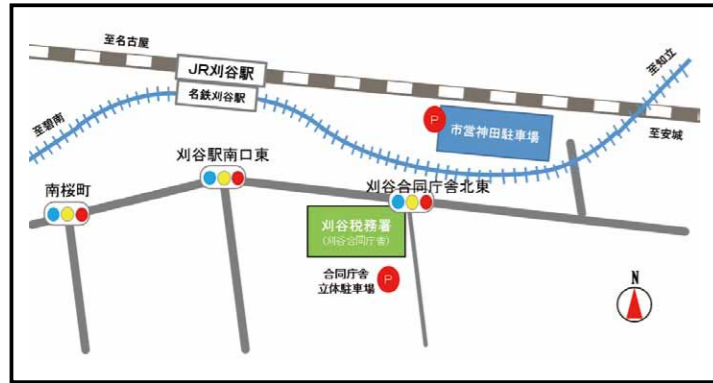


刈谷税務署での確定申告

刈谷税務署では、原則、申告する本人のスマートフォンを使用した申告指導を行っています。また、会場内のパソコンの台数に限りがあり、パソコンでの申告書作成には時間を要する場合があります。

時 2月16日(水)～3月15日(火)
9時～17時 (平日のみ)

- ※2月20日(日)・27日(日)は開設します。
- ※入場整理券が相談可能人員に達した時点で、受付を終了します。
- ※公的年金を受給している人、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除などの還付申告手続きを行う人は、2月16日(水)以前(平日のみ)であっても、申告会場を設けています。
- ※3月31日(木)まで電話による相談予約は行っていません。
- ※駐車台数に限りがあり、混雑が予想されますので、できるだけ公共交通機関を利用してください。
- ※臨時駐車場は、市営神田駐車場です。1月20日(木)～3月15日(火)の確定申告受付日のみ利用可能です。利用の際は、駐車券を確定申告会場まで持参してください。



入場整理券が必要です

新型コロナウイルス感染症対策として、会場内に入場できる人数を入場整理券で指定された時間に制限します。

入場整理券の配布方法

- ▶当日刈谷税務署で配布
- ※配布状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。
- ▶国税庁のLINE公式アカウントから事前発行を行う予定です。詳しくは国税庁HPをご覧ください。

友だち登録はこちらから

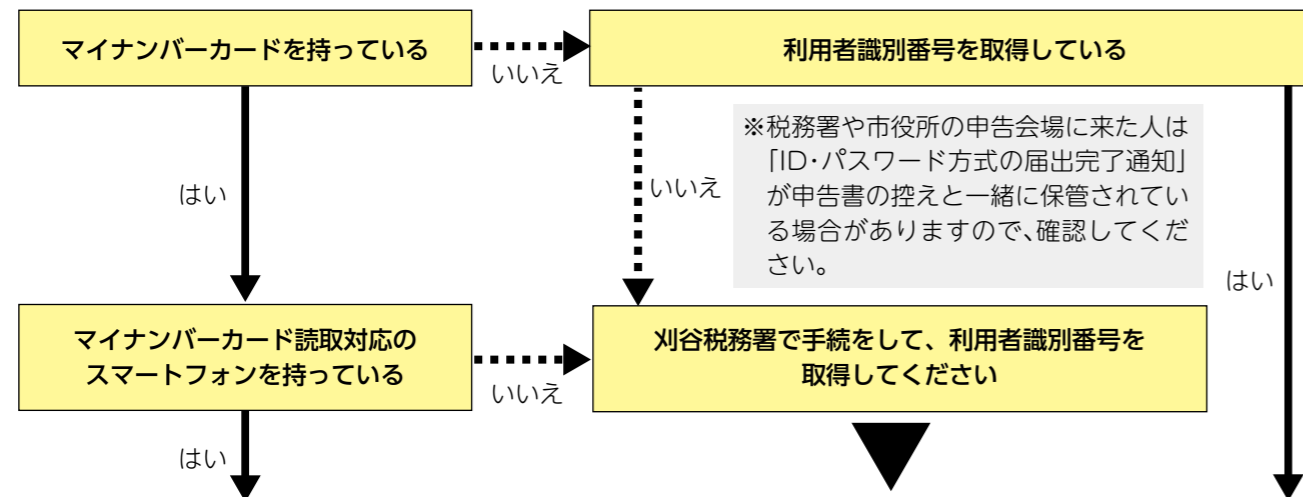


注意点

指定時間に遅れた場合は入場できない場合があります。また、会場の状況に応じ、指定時間内であってもお待ちいただく場合があります。

所得税の確定申告をする人

～自宅からスマートフォンなどで確定申告できるe-Tax（電子申告）をぜひ利用してください～



確定申告のサイトへ

- ①国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」へアクセス
 - ②送信方法（マイナンバーカード方式またはID・パスワード方式）を選択
 - ③金額などを入力し、e-Taxで送信
- 問 e-Tax作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901(平日9時～17時)



▲確定申告書等作成コーナー



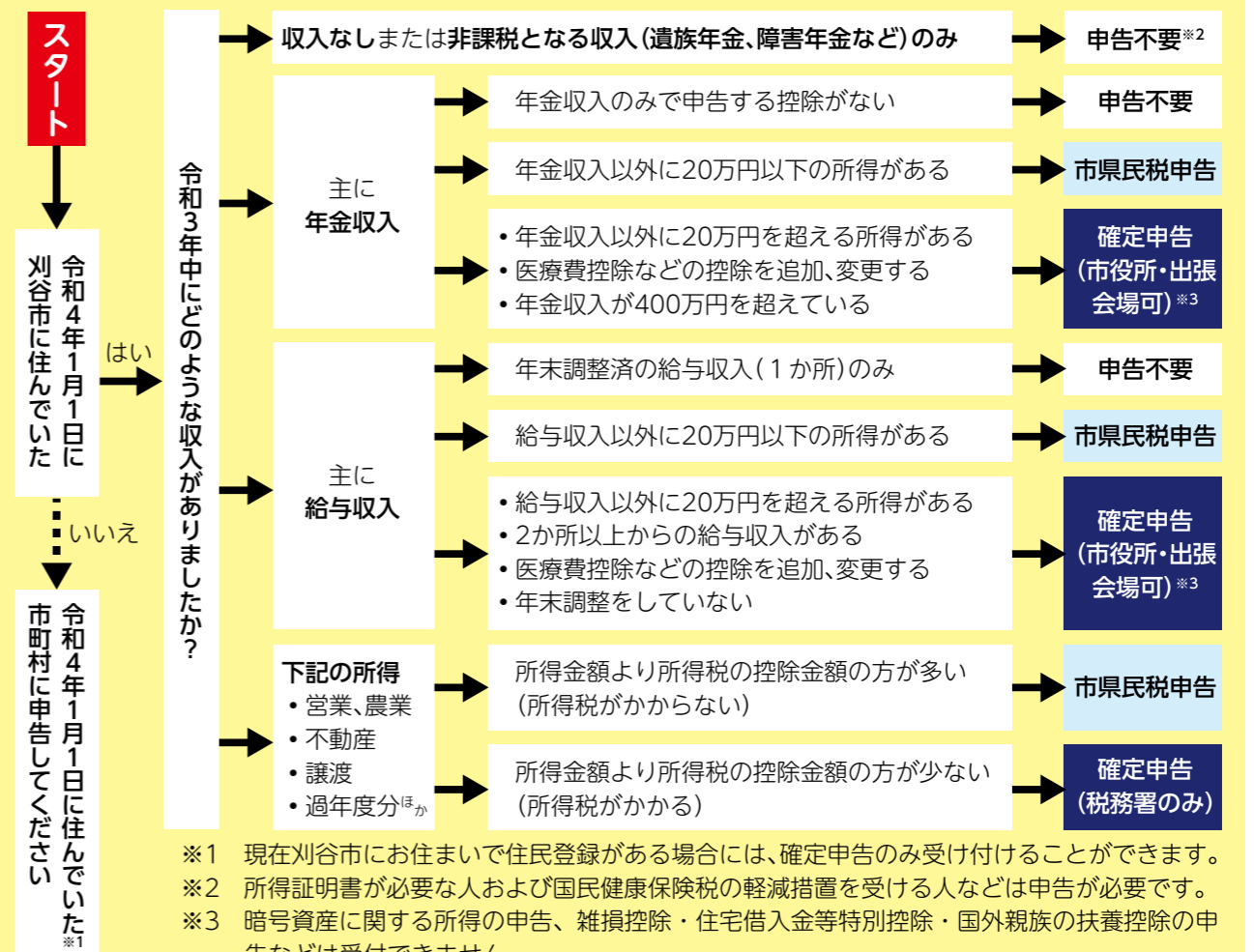
▲動画で見る確定申告

所得税と市県民税の申告受付が始まります

問 所得税の確定申告…刈谷税務署 (☎21-6211)、市県民税の申告…税務課 (☎62-1205)

申告フローチャート

～申告が必要かどうか、確定申告か市県民税申告かを簡易的に判断できます～
※申告する人の状況によっては必ずしも当てはまらない場合があります。



- ※1 現在刈谷市にお住まいで住民登録がある場合には、確定申告のみ受け付けることができます。
- ※2 所得証明書が必要な人および国民健康保険税の軽減措置を受ける人などは申告が必要です。
- ※3 暗号資産に関する所得の申告、雑損控除・住宅借入金等特別控除・国外親族の扶養控除の申告などは受付できません。

<注意点> 市県民税申告となった場合でも、申告により所得税の還付を受ける場合は確定申告する必要があります。

申告に必要なもの(主な例)

	対象者	必要なもの	
共通	全ての人	マイナンバーカード、運転免許証などの本人確認ができるもの	
	所得税の還付申告をする人	還付を受ける本人名義の金融機関の口座が確認できるもの	
該当する人が必要なもの	お持ちの人のみ	<ul style="list-style-type: none"> 昨年の確定申告書の控え 利用者識別番号(16桁)や暗証番号が分かるもの 	
	収入関係	<ul style="list-style-type: none"> 給与収入、年金収入がある人: 源泉徴収票(給与支払者、年金支払者が発行) 報酬や謝礼、個人年金を受け取った人: 支払調書、シルバー人材センター配分金支払証明書など その他収入がある人: 収入金額および必要経費が分かる書類 	
	控除関係	社会保険料、生命保険料、地震保険料を支払った人	払込証明書、控除証明書、領収書
		医療費控除を受けたい人	医療費控除の明細書、医療費通知、おむつ使用証明書など ※必ず医療費控除の明細書を事前に作成してください。
ふるさと納税などの寄附金を支払った人		寄附金の領収書・証明書 ※確定申告を行うとワンストップ特例申請は無効になります。	
	障害者手帳などをお持ちの人	障害者手帳、障害者控除対象者認定書など	